



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 7 3 号 令和 7 年 9 月 2 6 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
4 8 8	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
4 8 9	同	同
4 9 0	同	同
4 9 1	漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件の一部を改正する件	水産振興課
4 9 2	道路の区域を変更する件	高規格道路課
4 9 3	同	同
4 9 4	道路の供用を開始する件	同
4 9 5	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	公安委員会
4 9 6	同	同
4 9 7	同	同
4 9 8	同	同

【 内水面漁場管理委員会指示 】

番 号	表 題	担当課名
2	水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する件	

徳島県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 クスリのアオキ大麻店

所在地 鳴門市大麻町板東字西山田二一九番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二二番地	青木 宏憲

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二二番地	青木 宏憲

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年五月五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二四一平方メートル

6 大規模小売店舗の概要

施設に関する事項	届出事項							概要
	駐車場	位置	収容台数	駐輪場	位置	収容台数	荷さばき施設	
施設の運営方法に関する事項	管施設	位置	面積	位置	位置	位置	位置	位置
		容量	位置	位置	位置	位置	位置	位置
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午後九時	八・四〇立方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	小売業を行う者の閉店時刻	午後十二時	八・四〇立方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり
来客が駐車場を利用することが	午前八時三十分から翌日の午前零時三十							

できる時間帯			分まで
駐車場の自動車の出入口	出入口の数		二箇所
	位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年九月四日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	今枝 哲郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ徳島大松
所在地 徳島市大松町榎原外七七―一―ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	橘 正喜

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	今枝 哲郎

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	石野 孝司
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目一番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番地一一号	松田 清見

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名

株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	石野 孝司
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目一番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番地一一号	伊勢 政喜

4 変更年月日

3の(一) 令和七年六月二十五日

3の(二) 令和七年六月二十八日

二 届出年月日

令和七年八月二十九日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	今枝 哲郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ徳島大松

所在地 徳島市大松町榎原外七七一―一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キリン堂	午前九時	午後十時
株式会社大創産業	午前十時	午後九時
株式会社マックハウス	午前十時	午後九時
株式会社ローソン	午前零時	午後十二時
徳島市農業協同組合	午前八時	午後五時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キリン堂	午前九時	午後十時
株式会社大創産業	午前十時	午後九時
株式会社マックハウス	午前十時	午後九時
株式会社ローソン	午前零時	午後十二時
徳島市農業協同組合	午前八時	午後九時

4 変更年月日

令和七年八月三十日

二 届出年月日

令和七年八月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百九十一号

平成二十五年徳島県告示第四百三号（漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年九月二十六日から施行する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

のり等養殖業（青のり）の表の次に次のように加える。
特定かき養殖業

加入区の名称	区 域
鞆浦	鞆浦漁業協同組合の地区
穴喰	穴喰漁業協同組合の地区

徳島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和七年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	新旧 の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
4 3		神山川島	区 間			
同	吉野川市美郷字中谷一七 九番三地先から 同 一〇 三番二地先まで		新	旧	七・七〇一六・五	二五五・一

徳島県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 8 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
大井南島				同	阿南市水井町中野六番一 地先から 同 東五六番六 地先まで	旧	三・二丁五・〇	八七・五
新				同		新	六・二丁九・〇	八七・五

徳島県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和七年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
4 3	神山川島	吉野川市美郷字中谷一七九番 三地先から 同 一〇三番 二地先まで	二五五・一	令和七年九月二十六日

徳島県告示第四百九十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
緊急配備支援システム機器増設等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和七年八月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
三菱ＨＣキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 落札金額
四百六十八万五百円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年六月十三日

徳島県告示第四百九十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
徳島県警察通信指令システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和七年八月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
二千五百四十五万二千百三十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年六月十三日

徳島県告示第四百九十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県警察情報システム用サーバ装置 一式（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課装備管理室
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和七年八月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
百三十万五千三百四円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年六月十三日

徳島県告示第四百九十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県警察情報システム用通信機器 一式（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課装備管理室
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和七年八月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
七十四万四千九百五十三円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年六月十三日

徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により次の区域及び期間において水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する。

令和七年九月二十六日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

一 禁止する区域

- 1 吉野川のうち阿波市吉野町西条字東須賀地先の左岸国土交通省距離標二十・六キロメートル地点から距離標二十一・〇キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 2 勝浦川のうち徳島市丈六町地先の丈六堰から小松島市江田町越前地先の江田橋までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 3 那賀川のうち阿南市羽ノ浦町古庄地先の国土交通省距離標七・〇キロメートル地点から距離標七・二キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 4 那賀川のうち阿南市吉井町吉井地先の国土交通省距離標十四・二キロメートル地点から距離標十四・四キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 5 海部川のうち海部郡海陽町多良地先の海部川と母川の合流点から上流へ千メートルの地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域

二 禁止する期間

吉野川

令和七年十一月十一日から同年十二月三十一日まで

勝浦川

令和七年十月十一日から同月十九日まで及び同年十一月十一日から同月三十日まで

那賀川

令和七年十一月十一日から同月二十八日まで

海部川

令和七年十一月十一日から同月三十日まで